

部活動に係る活動方針

安芸太田町立加計中学校

1 基本方針

- ① 生徒が、スポーツを通じて楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かで健康的な生活を実現するための資質・能力を育成する。
- ② 生徒が、スポーツ等に親しむことを通じて、学習意欲の向上や良好な人間関係の形成を図り、自主性や協調性、責任感、連帯感の涵養を目指す。

2 適切な運用のための体制

- ① 校長は、各部活動に複数の顧問を配置するとともに、必要に応じて外部人材の活用に努める。
- ② 部活動顧問は、年間活動計画、月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載し、公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- ① 部活動顧問は、活動前後の健康観察や設備・用具の安全確認等により、生徒の健康管理や安全管理を行う。
- ② 部活動顧問は、スポーツ障害・外傷の発生を防ぐためスポーツ医学等の研修に努め、効率的で効果的な活動の推進に努める。
- ③ 部活動顧問は、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意し、体罰やハラスメントの根絶を図る。

4 適切な休養日等の設定

- ① 平日の休養日は、定時退校日（水曜日）とする。
- ② 土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、土・日曜日の両日に活動した場合は、休養日を当該の活動日の次の週の定時退校日を除く平日に振り替える。
- ③ 平日の活動時間は2時間程度、土・日曜日及び休業日の活動時間は3時間程度とする。
- ④ 長期休業中の取扱いについても同様（土日の2日間）とする。
- ⑤ 定期テスト等の取扱いについては、原則、次のとおりとする。
 - ア テスト前（中間3日、期末7日（土日も含む））は、部活動を実施しない。また、最終日を除くテスト期間中も部活動を実施しない。
 - イ 前項のアによらず特別な事情のある場合は、校長が許可をした範囲で部活動を実施することができる。

5 学校単位で参加する大会等

原則、次のとおりとする。

- ① 中学校体育連盟が主催、共催、後援する大会。
- ② 校長の許可を得て予め年度当初に年間活動計画に記載された大会。

平成31年4月4日 策定